

婦人のつどい

市連合婦人会、生涯学習課 ☎内線 432

とき 2月7日(日) 9時～15時

ところ 文化会館

内容 心あたたまる手紙表彰式、露の紫さんによる落語会、本村健太郎さんの講演会「本村弁護士行列のできない法律相談所」、アトラクション ほか

若狭ウインドアンサンブル 第12回定期演奏会

文化会館 ☎内線 612

とき 2月28日(日) 14時～

ところ 文化会館

ゲスト トロンボーン奏者 中川英二郎さん

曲目 ワルツ(仮面舞踏会)、シンケンジャー、YMCA、チャルダッシュ ほか

入場料 無料

メーターボックスの上の除雪をお願いします

上下水道課 ☎内線 233

雪が降ると、雪かきなどでメーターボックスの上の雪が圧雪となり、水道メーターが確認できない場合があります。

毎月1日～5日は水道メーターの検針期間ですので、期間中は、メーターボックスの上の除雪をお願いします。

結核(BCG)の予防接種

健康管理センター ☎52・2222

対象 平成21年10月生まれ(通知します)と、同9月以前の生まれで6カ月未満の未接種のお子さん(要申込)

とき 2月5日(金)

ところ 健康管理センター

受け付け 12時50分～13時15分

◇生活◇

水道管の凍結にご注意を

上下水道課 ☎内線 233

寒い日が続くと、水道管や蛇口が凍結しやすくなります。特にマイナス3℃以下になると、水道管が凍結して水が出なくなり、破裂するおそれもあります。ご家庭の水道管は皆さんの財産です。冬支度をして寒さから水道管を守りましょう。

・凍結しやすいところは…

屋外にある蛇口や露出した水道管です。特に、日の当たらない場所や風当たりの強い場所にある水道管には注意が必要です

・凍結させないためには…

露出している水道管や蛇口に、防寒材や布などを巻き、ビニールテープやガムテープを巻き付けて防寒してください

・凍結してしまったら…

蛇口が凍結した場合は、上からタオルなどをかぶせて、ゆっくりぬるま湯をかけてください。あわてて熱湯をかけると、水道管が破裂することがありますのでご注意ください

・万が一破裂してしまったら…

水道メーター付近にある元栓(止水栓)を閉めて、市指定の水道業者または上下水道課へ連絡してください

◇健康・福祉◇

生活習慣病検診

健康管理センター ☎52・2222

とき 2月17日(水)、21日(日)

ところ 健康管理センター

検診内容 特定(基本)健診、がん検診(肺・胃・大腸・子宮・乳・前立腺)、C・B型肝炎ウイルス検査、骨検診

※子宮がん検診は17日のみ

申込期限 検診日の10日前

新型インフルエンザ ワクチン接種について

健康管理センター ☎52・2222

1歳未満児の保護者と小学4年生から高校生までのワクチン接種が始まりました。最新の情報はチャンネルOなどで確認してください。

※生活保護世帯、市民税非課税世帯は接種費用を助成します

マタニティーひろば

健康管理センター ☎52・2222

とき、内容 2月10日(水)＝音楽療法～体と心をリラックス

2月24日(水)＝助産師さんと話そう、妊婦体操

ところ 健康管理センター

受け付け 13時15分～13時30分

身体障害者手帳の認定に「肝臓機能障害」が追加

社会福祉課 ☎内線 185

4月1日から「肝臓機能障害」が身体障害者手帳の障害区分に追加されます。

受付開始日 2月1日(日)

※申請には指定医の診断書、顔写真などが必要です。詳しくは社会福祉課までお問い合わせください

高額医療・高額介護合算療養費制度

■問い合わせ 保険健康課 ☎内線 168 介護長寿課 ☎内線 163

医療と介護を両方利用する世帯の負担を軽減する制度が始まりました。

世帯で同じ医療保険加入者の1年間(8月～翌年7月)に支払った医療費と介護サービス費の合計額が、自己負担限度額(下表参照)を超えた場合に対象となります。

◆70歳以上の世帯

所得区分	自己負担限度額
現役並み所得者	67万円(89万円)
一般	56万円(75万円)
区分Ⅱ	31万円(41万円)
区分Ⅰ	19万円(25万円)

◆70歳未満の世帯

所得区分	自己負担限度額
上位所得者	126万円(168万円)
一般	67万円(89万円)
非課税世帯	34万円(45万円)

※平成20年度(平成20年8月～同21年7月)については、平成20年4月から制度が始まったため、平成20年4月～同21年7月の16カ月間()の金額になります

※自己負担額には、入院時の食事代や差額ベッド代などは含みません

※同一世帯内であっても、基準日(7月31日)に加入している医療保険ごとに計算します

※所得区分は、医療保険者によって基準が異なります。詳しくは、加入の医療保険者にお問い合わせください

【申請方法】 基準日(7月31日)の加入医療保険者によって異なります

国民健康保険、後期高齢者医療制度の加入者

支給対象の世帯には、申請書を1月中に送ります。ただし、次に該当する世帯は支給の対象でも申請書が送付できない場合がありますので、保険健康課までお問い合わせください。

- ①対象期間中に転入された世帯
- ②他の医療保険から国民健康保険に加入した世帯

被用者保険(健保組合、共済など)加入者

加入の医療保険者にお問い合わせください。

※申請には介護保険の自己負担額証明書が必要ですので、介護長寿課までお越しください。

くらしの
2月
情報

【市民憲章】

私たちの小浜市は、日本ではじめて象が来たまちです。水と魚や野菜が一番うまいまちです。京や奈良の都へ文化を伝えたまちです。時代の先覚者をたくさん生み出したまちです。これを誇りとし、ここに市民憲章を制定します。

1. 歴史と文化財を生かし、豊かな心をはぐくみ、文化の創造につとめます。
1. 豊かな自然を守り、食文化のまちづくりを進め、健康ともてなしの心を大切にします。
1. 学問を愛し、勤労を喜び、国際社会にはばたける人間をめざします。

【人の動き】

(1月1日現在)

●人口	32,096人
	(前月比 -42人)
	(前年同月比 -162人)
	男性 15,593人
	女性 16,545人
●異動	転入 67人
	転出 95人
	出生 17人
	死亡 31人
●世帯数	11,890世帯

水道メーター検針員

上下水道課☎内線 232

対象 20歳～50歳の健康な人
内容 毎月1～5日の間で指定した区域の水道メーター検針
募集 1人
申込期限 2月19日☎
※検針区域、手当などについてはお問い合わせください

スポーツ

スポーツ少年団・地区対抗卓球大会

体育課☎53・0064

とき 2月14日⑩9時～
ところ 市民体育館

室内グラウンドゴルフ大会

体育課☎53・0064

とき 3月2日⑩9時～
ところ 市民体育館
定員 先着50人
参加費 無料

市少年柔剣道大会

体育課☎53・0064

とき 2月11日⑩9時～
ところ 柔道＝市営武道館、剣道＝市民体育館

女性体力づくり教室

体育課☎53・0064

トレーニングルームで、運動不足を解消してみませんか。
とき 2月9日⑩～26日⑩の毎週火、金曜日 ①10時～11時 ②15時～16時
ところ 市民体育館
対象 20歳以上の女性（学生は除く）
定員 ①②の時間帯各5人
受講料 1,500円
申込期間 2月1日⑩～7日⑩

保健推進員

健康管理センター☎52・2222

地域で健康づくりを手伝っていただける人を募集します。
内容 妊婦、乳幼児がいる家庭への声掛け訪問、子育て教室の協力、生活習慣病検診の啓発など
募集 各地区数人（宮川地区の募集はありません）
報酬 年間5,000円
申込期限 2月12日☎

交通指導員

生活安全課☎内線 474

対象 市内在住の25歳以上で、普通自動車免許を有する人。また、身体強健で交通に関する知識、指導力を有する人
任務 ①通学児童などの交通事故防止誘導活動②交通安全広報、啓発活動、交通安全教育③各種イベントの交通指導
募集 若干名
申込期限 2月22日⑩

平成22年度児童クラブ会員

社会福祉課☎内線 187

放課後、仕事などで保護者が家庭にいない小学校低学年の学童を対象に、児童クラブの会員を募集します。
期間 4月1日～平成23年3月31日の授業期間中の月～金曜日（祝日を含む）放課後18時まで
クラブ 小浜・雲浜・西津・内外海・宮川・遠敷・今富・口名田の各クラブ
対象 小浜・雲浜・西津・内外海・国富・宮川・遠敷・今富・口名田小の1～3年生
定員 10～30人程度
会費 月額8,000円（ひとり親家庭6,500円）
申込期間 2月1日⑩～26日⑩

募集

赤十字救急法救急員養成講習会の受講生

社会福祉課☎内線 183

とき 2月26日⑩～28日⑩9時～17時
ところ 若狭ふれあいセンター
内容 救急法基礎講習、救急法救急員養成講習
受講料 新規の人3,000円 復習される人100円 資格継続が必要な人1,000円
その他 昼食を持参し、運動ができる服装で参加してください。新規参加者は、基礎講習と養成講習を受講していただきます
申込期限 2月16日⑩

季節の調理体験 ～如月編～

食文化館☎53・1000

とき 2月9日⑩、15日⑩10時～
ところ 食文化館
内容 カレイの野菜あんかけ、カルシウムたっぷり白和え、貝だくさんみそ汁、イチゴ大福
定員 各30人
参加費 各700円

メンズキッチン

食文化館☎53・1000

「男の勝負料理」をテーマに料理を作ります。友達や同僚などといっしょに参加してみませんか。
とき 2月19日⑩19時～
ところ 食文化館
内容 ケチャップライスのふわふわオムライス、ホットサラダ、ロールケーキ
定員 先着20人
参加費 900円

くらしなんでも相談

福井県労働者福祉協議会☎0776・21・5929

法律問題をはじめ、暮らしで困っていることに、弁護士や金融の専門家が相談に応じます。
とき 2月20日⑩10時～13時
ところ 勤労福祉会館
相談料 無料

職場での悩みごと無料相談

県労働委員会☎0776・20・0597

解雇、賃金などの労使関係で悩んでいませんか。弁護士など専門家が相談に応じます。
とき 3月7日⑩13時30分～17時（受付は16時30分まで）
ところ 男女共同参画センター（敦賀市三島町2丁目1-6）

「これってDVなの？」講演会

すずらんの会

とき 2月16日⑩18時～20時
ところ 働く婦人の家
講師 長谷川美香さん（福井大学看護学科・地域看護学教授）
参加費 無料
問い合わせ すずらんの会の清水さん☎56・3500

ひなまつりイベント

小浜商工会議所女性会☎52・1040

7段飾りのひな人形、ひな道具を展示します。
とき 2月27日⑩～3月3日⑩
ところ 四季彩館 酔月（小浜飛鳥区）
※27日の11時～14時に、ひなあられ、甘酒のふるまいがあります



人権擁護委員の委嘱

生涯学習課☎内線 432

1月1日付で、法務大臣から次の方に人権擁護委員の委嘱がありました（敬称略）。
●伊崎紀子（加斗☎52・5326）

ひとり親家庭の巡回就業相談

社会福祉課☎内線 186

母子家庭の母などの就労相談、職業能力の適性、技能訓練のアドバイスなどを行う巡回就業相談を実施します。電話での相談も受け付けています。
※相談は無料で、秘密は固く守られます
とき 2月18日⑩13時～15時
ところ 若狭健康福祉センター ☎52・1300

「障害者110番」地区相談会

社会福祉課☎内線 185

障害者の財産相続問題や人権問題、日常生活の悩みなどに専門家が相談に応じます。
※相談は無料で、秘密は固く守られます
とき 2月28日⑩10時～12時
ところ つみきハウス
問い合わせ 福井県障害者社会参加推進センター ☎0776・27・1632 FAX 0776・25・0267

働く婦人の家 講座発表会

働く婦人の家☎52・7002

年間講座生が、1年間の学習成果を発表します。作品展示や講座体験、ステージ発表などお楽しみください。
とき 3月7日⑩9時～16時30分
ところ 働く婦人の家
入場料 無料

軽自動車などの名義変更、廃車手続きはお済みですか

税務課☎内線 135

軽自動車税、自動車税は年に1度、4月1日現在の所有者に課税されます。名義変更や廃車などの手続きがされていないと、いつまでも課税されるなどトラブルの原因となります。手続きがまだの方は、できるだけ早く済ませてください。
●軽自動車税の課税関係＝税務課
●軽自動車の名義変更、廃車手続き関係＝軽自動車検査協会福井事務所 ☎0776・38・1509
●自動車税の課税関係＝嶺南振興局税務部 ☎56・2223
●自動車の名義変更、廃車手続き関係＝中部運輸局福井運輸支局 ☎050・5540・2057のあと026を押してください

確定申告は「e-Tax」で

小浜税務署☎52・1008

e-Taxは、インターネットを利用して申告・納税・各種申請などができる便利なシステムです。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、作成したデータを画面上から簡単に送信（申告）することができます。
e-Taxで確定申告を行うと、最高5,000円の税額控除が受けられる（平成19年分または平成20年度分の確定申告でこの控除の適用を受けた人を除く）ほか、源泉徴収票や医療費の領収書添付が省略できます。
※e-Taxを利用するには、開始届出書の提出、電子証明書の取得が必要です

第30回記念 若狭マラソン大会

O B A M A

■問い合わせ 市民体育館内 若狭マラソン大会事務局 ☎53・0064

30回記念イベント

健康ウォーキング (記念大会だけの新種目)

抽選会やふるまい鍋など参加者へのサービス盛りだくさん!

今年で30回目を迎える「若狭マラソン大会」。健康ウォーキングやハーフ、10^{キロ}、5^{キロ}、3^{キロ}の5種目、20部門で実施します。

浜風によって春の若狭路を走りませんか。

とき 4月18日(日) (雨天決行)

コース 日本陸連公認コース

参加費 小・中・高校生 …1,000円
一般 …2,500円
ファミリー …3,000円

健康ウォーキング… 800円
(保護者同伴の場合は1,600円)

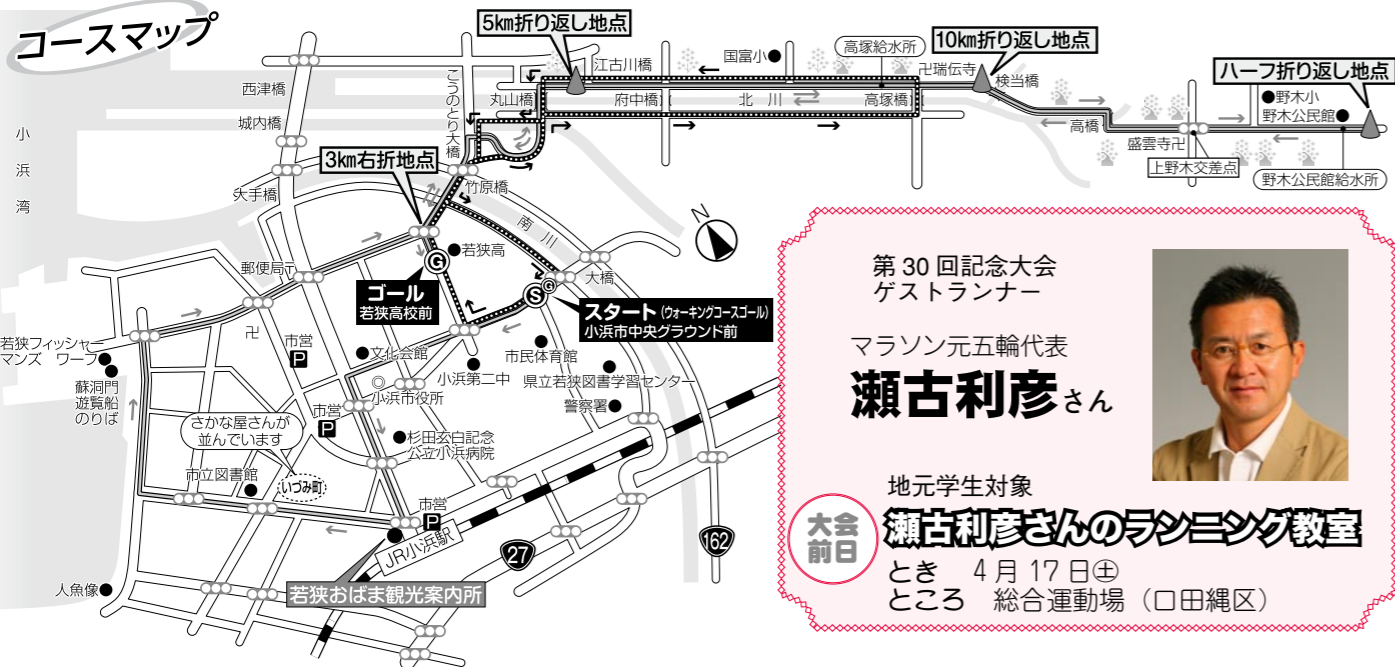
申込方法 申込書を記入し、ゆうちょ銀行で払い込むか市民体育館へ持参してください

申込期限 3月10日(水)

※申込書は、市民体育館、市役所、観光案内所、食文化館、スポーツ店にあります

◇種目・部門◇

3 ^{キロ}	
1部	小学生男子の部 (5年生以上)
2部	小学生女子の部 (5年生以上)
3部	中学生女子の部
4部	高校・一般女子の部
5部	一般男子の部
6部	60歳以上男子の部
7部	ファミリー (ペア) の部
5 ^{キロ}	
8部	中学生男子の部
9部	高校・一般女子の部
10部	29歳以下 高校・一般男子の部
11部	30歳代男子の部
12部	40歳代男子の部
13部	50歳以上男子の部
10 ^{キロ}	
14部	39歳以下 高校・一般男子の部
15部	40歳以上男子の部
16部	高校・一般女子の部
ハーフマラソン	
17部	39歳以下 一般男子の部
18部	40歳以上男子の部
19部	一般女子の部
健康ウォーキング	
20部	小学1年生以上



第30回記念大会
ゲストラナー

マラソン元五輪代表

瀬古利彦さん



地元学生対象

瀬古利彦さんのランニング教室

とき 4月17日(土)
ところ 総合運動場 (口田縄区)

大会前日

「確定申告」はお早めに!

平成22年度の市県民税、平成21年分所得税の確定申告の受け付けが始まります。

申告書は、事前に郵送でお届けします。

【受付期間】2月16日(火)～3月15日(日) 9時～12時、13時～16時

【受付場所】市役所4階大会議室、JAわかさ本店・各支店

※営業所得、事業所得、農業所得のある方については、「収支内訳書」を事前に作成してからお越しください。

※医療費の領収書は個人ごと、医療機関ごとに小計しておいてください。

■問い合わせ 【市県民税】 税務課 ☎内線 495

【所得税】 小浜税務署 ☎52・1008

受付期間	対象地区・区
2月16日(火) 22日(日)	小浜地区 (清滝/津島/多賀/鈴鹿/塩竈/生玉)、西津地区 (小湊/大湊/北塩屋/西長町/北長町/福谷)、内外海地区 (仏谷/堅海/泊/田烏を除く)、国富地区、宮川地区
2月23日(火) 3月1日(日)	小浜地区 (玉前/今宮/広峰/白鬚/酒井/駅前町/川崎)、雲浜地区 (南川町/後瀬町/上竹原/関)、松永地区、遠敷地区、今富地区
3月2日(火) 8日(日)	小浜地区 (竜田/住吉/日吉/神田/大宮/男山)、雲浜地区 (千種/大手/四谷町/一番町)、内外海地区 (仏谷/堅海/泊/田烏)、口名田地区、中名田地区、加斗地区
3月9日(火) 15日(日)	小浜地区 (鹿島/白鳥/貴船/浅間/大原/香取/飛鳥/青井)、雲浜地区 (城内/雲浜/山手/水取)、西津地区 (堀屋敷/板屋町/新小松原/下竹原/小松原川東/小松原川西)

受付日	受付場所 (JAわかさ)
2月16日(火)	内外海支店/堅海取次店
2月17日(水)	本店 (宮川地区の人が対象)
2月18日(木)	本店 (小浜、雲浜、西津、国富地区の人が対象)
2月19日(金)	本店 (遠敷地区の人が対象)
2月23日(火)	本店 (今富地区の人が対象)
2月24日(水)	本店 (松永地区の人が対象)
2月25日(木)	口名田基幹支店
3月2日(火)	加斗支店
3月3日(水)	中名田出張所
3月4日(木)	田烏取次店

※混雑を避けるため、できるだけ指定された期間にお越しください

社会保険料控除

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を社会保険料控除として算入する場合は、支払額を証明する書類の提示が必要です。領収書などが手元にない人については、支払額をお知らせしますので、保険証が運転免許証を持って税務課(国保)、保険健康課(後期)、介護長寿課(介護)へお越しください。

※年金天引きされている人は、年金の源泉徴収票で確認してください

■問い合わせ

【国民健康保険税】 税務課 ☎内線 132

【後期高齢者医療保険料】 保険健康課 ☎内線 169

【介護保険料】 介護長寿課 ☎内線 165

国民年金保険料を社会保険料控除として算入する場合、国民年金保険料の「控除証明書」または「領収書」の添付が必要です。控除証明書は、平成21年11月上旬に対象者に送付されています。同10月1日以降12月31日までに、その年初めて納めた人については、2月上旬に送付される予定です。

■問い合わせ 控除証明書専用ダイヤル

☎0570・070・117

日本年金機構敦賀年金事務所

☎0770・23・9902

市県民税で住宅ローン控除

平成21年から同25年までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた人については、所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の個人住民税から控除する制度が創設されました。この制度の適用を受けるためには、確定申告または年末調整(初年度については確定申告)が必要になります。

介護認定者に障害者控除対象者認定書、おむつ使用確認書を発行

65歳以上で、要介護度1以上の要介護度認定を受けていると、確定申告で障害者控除を受けられることがあります。また、おむつ代が医療費控除の対象となる場合があります。

該当される人には、障害者控除対象者認定書あるいはおむつ使用確認書を発行しますので、印鑑を持って介護長寿課へお越しください。

■問い合わせ 介護長寿課 ☎内線 174